

国保特定健診・後期高齢者健診 実施中！

WEB 1008655 特定健診に関すること

WEB 1008772 後期高齢者健診に関すること

特定健診・後期高齢者健診は、糖尿病・心筋梗塞・脳卒中などの生活習慣病を早期発見し、発症や重症化を予防することを目的とした健康診査です。健やかな毎日のために、年1回の健診を受けましょう。

対象者

【特定健診】

40歳以上のあま市国民健康保険被保険者(昭和25年7月1日から昭和61年3月31日までに出生)
※5月下旬に「特定健康診査受診券」(オレンジ色の封筒)を送付しています。

【後期高齢者健診】

後期高齢者医療被保険者(昭和25年6月30日までに出生)

※5月下旬(令和7年4月から6月までの間に75歳に達した方は誕生月の翌月末)に「後期高齢者医療健康診査受診券」(水色の封筒)を送付しています。

健診期間 10月31日(金)まで

健診期間の後半は混み合いますので、
早目の受診がおすすめです。

健診料 無料

受診方法 指定医療機関へ予約し、健診当日は ①受診券 と ②マイナ保険証(マイナンバーカード)または資格確認書 の2点を持参して受診してください。

※あま市国民健康保険または後期高齢者医療の資格がない方は、受診できません。

※詳細は受診券同封の案内リーフレットをご覧ください。



指定医療機関は
こちら

●受診券を紛失・汚損等した場合は、再交付が可能です。

右の二次元コードから電子申請ができます。即日交付をご希望の方は、事前にお問い合わせのうえ、保険医療課の窓口までお越しください。



特定健診
受診券再交付



後期高齢者健診
受診券再交付

問 保険医療課(保健事業グループ) ☎462・6683

母子・父子家庭医療費受給者証の更新のご案内

母子・父子家庭医療費受給者証の更新案内を7月末に送付しますので、8月1日(金)以降に手続きをしてください。令和7年度の本人所得が限度額に達しない方で、引き続き該当すると判断した方には、11月以降を有効期間とした受給者証を送付します。

また、以前に所得超過で非該当となった方のうち、令和6年中の本人所得額(※)が下表の限度額に達しない方は、申請により受給対象となりますので、10月1日(水)から11月28日(金)の間に申請をしてください。

所得限度額早見表

扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人
本人所得(※)	0人	208万円	246万円	284万円	322万円	360万円
	1人		256万円	294万円	332万円	370万円
	2人			304万円	342万円	380万円
	3人				352万円	390万円
	4人					400万円

(※)所得額に、令和6年1月から12月までの養育費の8割を合算した額

問 保険医療課 ☎444・3168